

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステムサーバ等機器 一式借入

2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「本システム」という。）サーバ等機器は、日立キャピタル株式会社と平成 25 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで長期継続契約にて機器の保守を盛り込んだリース契約を行っている。

リース契約満了により、平成 30 年 11 月に機種更新を行う必要があるが、現在 ICT 戦略室でサーバ設置場所を現在の中央情報処理センターから民間データセンターに変更する計画をすすめており（平成 32 年 1 月から稼働予定）、民間データセンターが開始された際に、リース中のサーバを移設する必要があるが、データの破損・紛失・機器故障等のリスクがあるため現実的ではない。このため、平成 30 年 11 月に機種更新を行うとデータセンター稼働まで 1 年 2 ヶ月のリース契約となり、月額リース経費が高額になる。また、システムのリース契約は通常 5 年間を基本としているため、通用とおり 5 年でのリースを行った場合、データセンター稼働後は解約することとなり、残リース金額に近い金額を損害賠償として支払うこととなる。

以上の理由から、本システムはデータセンター化のタイミングで機種更新を行うこととし、その間は現行機器を引き続き賃貸借することが必要であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7339）